

## 公共工事の中間前金払について

このことについて、国分寺市契約事務規則の一部改正(平成 26 年 4 月 1 日施行)により、中間前金払を下記のとおり導入することとなりましたので、お知らせします。

### 制度の目的

国分寺市では、建設事業者の資金調達の円滑化を図ることで、市発注工事の適正な履行を確保することを目的として、次のとおり公共工事に係る中間前払金の導入をいたします。

### 制度の概要

中間前金払制度とは、工事請負業者に対して、契約当初の前払金（契約金額の 4 割を超えない範囲内で 1 億円を限度）に加えて、工事の中間段階（制度の内容 2 を参照）で、契約金額の 2 割を超えない範囲内で 5 千万円を限度として前払金を支払うことができる制度です。

この制度は、材料費等の資金供給の円滑化を図り、工事請負業者の資金繰りを改善することから、中小企業の支援策となり、ひいては公共工事の適正な施行につながるものです。

### 制度の内容

#### 1. 対象案件

##### ●請負代金の額が 50 万円以上の土木建築に関する工事

（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除きます。）

##### ●契約当初に前払金を請求し、前金払を受けていること

#### 2. 工事の中間段階とは…次の3つの要件をすべて満たしていること

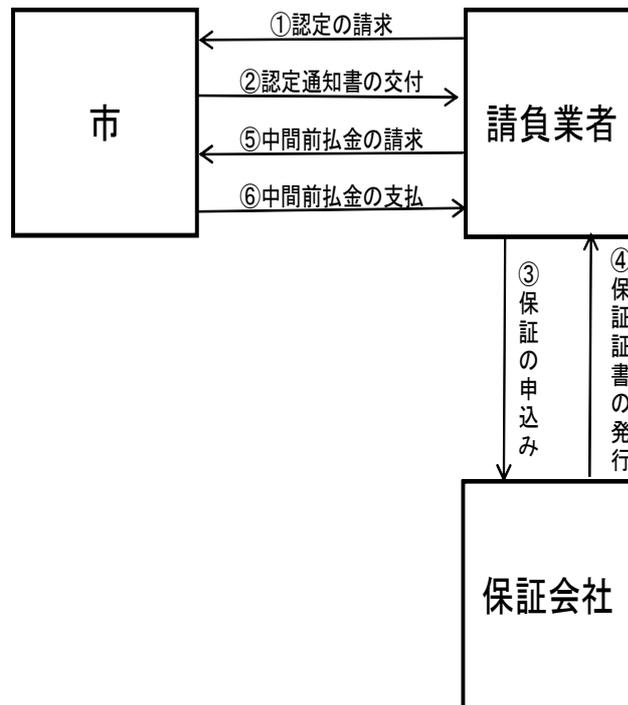
①工期の 2 分の 1 を経過していること

②工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること

③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること

※要件を満たしていることの認定については、工事請負業者から契約係あてに認定請求書（工事履行報告書添付）を提出していただきます。

## 具体的な進め方



- ①請負業者が市に認定請求書を提出する
- ②市は要件を満たしていることを確認し認定通知書を交付する
- ③請負業者は保証会社に中間前払金保証の手続きをする
- ④保証会社が請負業者に対し中間前払金の保証証書を発行する
- ⑤請負業者は市に保証証書を添付し中間前払金の請求をする
- ⑥市が中間前払金を支払う

担当 契約係（内線 422, 423, 424）